

唐崎西1丁目自治会会則

(総則)

第1条 この会は、唐崎西1丁目自治会と称し、事務所を自治会集会所に置く。

第2条 この会は、唐崎西1丁目地区居住者をもって組織し、別に定める班を単位として構成し、各班に班長を置く。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦と融和を図り、明るい生活環境をつくるとともに、地区の繁栄に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 前条の目的を達成するため、必要と認められる各種の活動を行う。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 会 長 1名 | (2) 副 会 長 2名 |
| (3) 総 務 1名 | (4) 会 計 1名 |
| (5) 防 犯 1名 | (6) 会計監査 1名 |

ただし、会計監査については、規約上の役員ではない。

(任期)

第6条 役員任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、留任は妨げない。

(選出)

第7条 役員選出は、次の方法で行う。

- (1) 役員は、各班の候補の中から選出する。
- (2) 役員は、旧役員および新旧班長、ならびに会員で構成する総会で承認を得るものとする。
- (3) 会計監査については、前会計役員が引き継ぐ。

第8条 会長は、顧問および相談役を委嘱することができる。

(任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が会務遂行できない場合は会務を代行する。
- (3) 会計は、この会の財務の総てを管理し事務処理を行うとともに、会議開催時には適宜内容を報告する。
- (4) 総務および防犯は、それぞれの専門の諸事項の業務を遂行する。

(会議)

第10条 会議は、総会、合同会議、役員会議をもって構成する。

- (1) 総会は、定時総会および臨時総会とし、この会の最高決議機関とする。
- (2) 合同会議は、自治会各位から委託された事項を決議するとともに、運営の企画および執行機関とする。
- (3) 役員会議は、合同会議に提案する事項を検討する。

(総会)

第11条 定時総会は、毎年1回年度当初に開催し、臨時総会は、合同会議で必要と認めるときに招集または文書にて替える。

第12条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動経過および決算
- (3) 会則の改正
- (4) 財産の処分
- (5) その他重要事項

(合同会議)

第13条 合同会議は、役員、班長、唐友会の代表をもって構成し、原則として月1回もしくは2か月に1回開催する。

- (1) 会議の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- (2) 会議は、定数の過半数の出席者により成立を認める。
- (3) 欠席者の委任状は認めるものとする。

(役員会議)

第14条 役員会議は、第13条で定められた代表および相談役、顧問の中から必要とする者を会長が招集する。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。この会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、助成金、その他である。

(会費)

第16条 本会の会費は、1戸あたり年間3600円(1か月300円)とし、半年ごと(前期分4月末、後期分10月末)に納入するものとする。
ただし、1.(退会者) 退会者には残月分を返却する。
2.(入会者) 途中入会の場合は入居月分から徴収する。

(弔慰見舞金)

第17条 会員および同居の親族の死亡に際しては、1人につき香典1万円と、しきみ、もしくはお花を自治会名でお供えする。(ただし返礼はしない)

(集会所の使用)

第18条 会員および家族の慶弔の場合、集会所の使用料は無料とする。
その他の利用については、唐崎西1丁目自治会集会所利用規定に基づく。

(改正)

第19条 会則の改正は、総会の出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(付則)

第20条 会則に定めるもののほか、本会の運営に必要なことが生じたときは、会長が合同会議にはかり定めることとする。

第21条 唐友会の月例会には、自治会役員のいずれかが出席する。

昭和57年	4月	1日	施行
昭和58年	8月		改正
昭和61年	4月	13日	改正
平成4年	4月	1日	改正
平成8年	3月	23日	改正
平成13年	3月	31日	改正
平成14年	4月	30日	改正